

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第2回定例会)

開会 令和6年5月8日(水)

閉会 令和6年5月8日(水)

午前9時00分

午前10時00分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	学事課長	山崎 豊
	教育総括室長	薩美 征夫	学校保健安全課長	小濱 宏
	参与(人事担当)	柏木 弘至	産業文化局参与	上田 幹
	学校支援部長	岡崎 州祐	生涯学習部長	秋山 一枝
	学校教育部長	秦 淳也	生涯学習企画課長	長手 悦子
	教育総務課長	伊藤 昭夫	生涯学習企画課担当課長	狩野 知洋
	教育人事課長	北島 綱史		
	学校給食課長	神田 裕行		
署 名	教育長		委員	

## 付 議 案 件

### <議 題>

- (審)議案第6号 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件 [学校給食課]  
(審)議案第7号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]  
(審)議案第8号 西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件 [教育総務課]  
(審)議案第9号 西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件 [学校保健安全課]  
(審)報告第3号 学校歯科医の解嘱及び委嘱の件 [学校保健安全課]  
(審)報告第4号 人事に関する件 [教育人事課]  
(審)議案第10号 西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 [学事課]  
(審)議案第11号 西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 [学事課]

### <一般報告>

- 一般報告① 生涯学習事業の取組みについて [生涯学習企画課]  
一般報告② 児童生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]  
一般報告③ 生涯学習施設の整備（図書館・越木岩センター）について [生涯学習企画課]

### <資料による情報提供>

- ・西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校説明会の開催について

[学事課]

以 上

傍 聴

0名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度 第2回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、長岡委員を指名します。</p> <p>はじめに、3月臨時会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>それでは承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第10号、11号、一般報告③は市議会に付議する案件で、現時点では公表されておられません。</p> <p>また、一般報告②は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>一般報告①「生涯学習事業の取組みについて」を議題とします。</p> <p>生涯学習企画課長。</p>
生涯学習企画課長	<p>一般報告①「生涯学習事業の取組みについて」ご説明いたします。</p> <p>資料1ページをお開きください。</p> <p>1. 西宮市生涯学習審議会についてご説明いたします。</p> <p>まず、(1)第2期、令和4年から5年度の取組につきましては、令和4年に市長より諮問を受けた「生涯学習・社会教育が社会に対して果たす役割を踏まえた、地域に根ざした公民館・図書館のあり方について」審議を行いました。社会構造の変化による地域社会でのつながりの希薄化という現状を踏まえ、誰一人取り残</p>

さない、全ての人が共に生きるウェルビーイングの実現に向け、西宮市の公民館・図書館における役割などについて議論を重ねました。このたび4月に答申書が完成し市長へ提出されましたので、ご報告いたします。報告書につきましては、2ページ、資料1をご参照ください。

次に、(2) 令和6年から7年度の第3期審議会につきましては、西宮市生涯学習推進計画の中間見直しについて審議を行う予定です。

令和3年3月に策定いたしました西宮市生涯学習推進計画につきまして、令和7年度が中間の年度に当たるため、事業の進捗を確認するとともに、現状及び課題の把握を行い、中間見直しを行うものです。令和6年度に計画の見直しに必要な調査研究を行い、令和7年度に中間見直しについて審議を行います。

続きまして、2. 生涯学習事業の取組についてご説明いたします。

(1) 令和5年度の実施状況につきましてご報告いたします。31ページの資料2をご覧ください。学びを通じた地域づくりに向けて、市民目線からの指導助言をいただき、様々な活動をつないでいただくことを目的として、外部の人材を生涯学習・地域づくりコーディネーターとして、生涯学習企画課に配置しております。令和5年度は、(仮称)越木岩センター整備事業における住民ワークショップの企画運営や公民館地域学習推進員会活動への助言など、様々な部局や団体との重要なつなぎ役として、組織を超えたネットワークづくりにご尽力をいただきました。

次に、33ページの資料3をご覧ください。

令和4年度より、行政の縦割り意識解消の一步として、他課とのスムーズな連携と協働ができる関係づくりを進めることを目的とした庁内連携研修「未来づくりパートナーズc a f e」を実施しております。令和5年度より、対象を全庁の係長級以下の職員に拡大し、年4回開催いたしました。

具体的な開催内容や感想などにつきましては、資料3をご参照ください。

続きまして、35ページの資料4をご覧ください。

公民館を地域づくりの拠点となる施設として再構築するための取組として、令和3年度から、関係各課や関係機関が協働して、公民館における地域づくりワークショップを実施しております。

令和3年度から実施しておりました大社・段上の2館については、委託事業者による実施が令和4年度に終了しましたが、地域学習推進員会講座で継続的な取組として引き継ぐため、コーディネーターを活用して、継続支援を行いました。

35ページに、大社公民館での取組「公民館であ〜そぼっ」のチラシを添付して

	<p>おりますので、ご参照ください。</p> <p>また、令和4年度より実施しております学文公民館では、昨年度から引き続き支援業務を業務委託し、ワークショップ「わくわく学文公民館」を実施しました。取組につきましては、37ページの「わくわく学文公民館2年間の取り組み」をご覧ください。</p> <p>今後も、公民館運営協議会、地域学習推進委員会を中心に、地域の自治会とも連携して継続的な取組ができるよう必要なサポートを行ってまいります。</p> <p>続きまして、(2) 令和6年度の取組について報告いたします。</p> <p>生涯学習・地域づくりコーディネーターにつきましては、現在の2名体制からさらにもう一名配置し3名体制といたします。</p> <p>(仮称) 越木岩センターにおける地域づくりや未来づくりパートナーズc a f e などに関わっていただくほか、他部局においてもコーディネーターを活用いただき、さらなる庁内連携を進めていただけるような体制を取ってまいります。</p> <p>公民館地域づくりワークショップにつきましては、公民館運営協議会や公民館地域学習推進委員会が中心となり、地域の団体や市民のつながりを生み出す取組につきまして、企画や広報など必要なサポートを継続いたします。</p> <p>生涯学習施設の整備(図書館・越木岩センター)に関しましては、一般報告③にて別途ご報告させていただきます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。本件にご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>なければ一般報告①を終了いたします。</p> <p>次に、予定しておりました学校給食課の議案第6号は後に回せばと思いますので、先に議案第7号の審議に入ります。</p> <p>議案第7号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題といたします。</p> <p>地域学校協働課長、よろしくお願いいたします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第7号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回、新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申出によるもの及び教職員の人事異動、退職、校務分掌の変更によるものです。</p>

	<p>新たに任命する委員の任期は、令和6年5月9日から令和8年3月31日までとなります。また、解任の対象となる委員の解任日は、令和6年5月8日となります。</p> <p>資料の3ページ、4ページには新たに任命する委員の候補一覧を、5ページには解任する委員の一覧をそれぞれ記載しております。6ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。表の網かけ部分が、今回新しく任命する委員の候補となります。網かけ部分のない学校につきましては、委員の解任のみとなります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>なければ、採決に入ります。</p> <p>議案第7号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして議案第8号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長、お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>議案第8号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検・評価し、議会に報告するとともに公表しなければならないこと、また、この点検・評価に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。</p> <p>まず、点検・評価などについてですが、教育委員会事務局では、市で実施しております事務事業評価制度を活用する実施規程を設け、点検・評価を行っております。</p> <p>次に、学識経験を有する者の知見を活用するための本年度の事務事業評価のアドバイザーにつきましては、前年度に引き続き、関西学院大学教育学部・教育学研究科博士課程前期・後期課程教授の岡本哲雄氏にお願いしたいと考えております。</p>

	<p>3ページをご覧ください。</p> <p>岡本氏は、教育学を専門とする大学教授としての高度な学術知識をお持ちです。また、教育に関わる学会の理事、編集委員等を歴任しており、豊富な知見と深い知識に基づく専門的な見地からの分析・アドバイスが期待できると考えております。さらに、令和5年度に、西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーを務めていただいていることから、継続性を持った分析も期待できると考えております。以上のことから、岡本氏が本年度の事務事業評価アドバイザーに適任であると考えております。</p> <p>なお、4ページに、事務事業評価制度を活用する実施規程を、その次のページから、参考資料として、昨年度の同氏による意見書を添付しております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>山本委員。</p>
山本委員	<p>感想です。昨年度、岡本先生が入ってくださり、書かれていた「初めに」のところなんかは物すごく意味の深いことを書かれていて、教育哲学を専攻されている先生の本領が遺憾なく発揮されているということを感じています。事務事業評価はどうしても数字に流される嫌いがあるんですが、教育というのは、それも大事だけれども、そうじゃないということをきちっと押さえられて書かれていることに大変感銘を受けています。</p>
藤岡教育長	<p>ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第8号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第9号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いたします。</p>

学校保健安全課 長	<p>「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料、議案第9号をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ防止等対策委員会委員である小学校長と中学校長が、小学校長会及び中学校長会の組織改正のため解嘱となり、新たに1名ずつ、小学校長会及び中学校長会より推薦を受け、委員をお務めいただくことになります。</p> <p>このたびの任期は、前任者の残任期間である令和6年5月9日から令和7年1月31日までとなります。</p> <p>委員につきまして、資料2枚目にございます新旧対照名簿をご覧ください。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。議案第9号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、報告第3号「学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長、よろしくお願いいたします。</p>
学校保健安全課 長	<p>「学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」につきまして、まず、お手元の資料、報告第3号をご覧ください。</p> <p>夙川幼稚園の学校歯科医につきましては、令和6年4月30日付で辞退したい旨の申出がありました。</p> <p>そのため、令和6年4月30日付で解嘱し、あわせて新たな学校歯科医を令和6年5月1日付で委嘱するものです。</p> <p>任期は、令和8年3月31日までです。</p> <p>なお、教育長の臨時代理により、令和6年4月19日に決定したので、報告いたします。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p>



藤岡教育長	<p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第3号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>続きまして報告第4号「人事に関する件」を議題といたします。</p> <p>教育人事課長、お願いいたします。</p>
教育人事課長	<p>報告第4号は、令和6年5月1日付人事異動につきまして、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項による臨時代理により、4月25日に決定したことを報告するものでございます。</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>このたびの令和6年5月1日付人事異動の総数を示しており、いずれも行政職のうち係長級1名、一般職1名の人事異動を発令いたしました。</p> <p>なお、表の欄外にも記載しておりますが、併任発令のみの発令分につきましては、この人事異動数にはカウントしておりません。</p> <p>それでは、お手元の資料3ページ以降の人事異動表のうち、まず、異動区分が転任に係るものについてご説明いたします。</p> <p>資料3ページ及び4ページをご覧ください。</p> <p>これは、令和6年4月当初におきまして、急遽、職員1名が体調不良により療養を要することになり、復帰の見通しが立たない状況となりました。以降、これまで約1か月の間、所属内で応援体制を組んで取り組んでまいりましたが、業務遂行に大きな支障が生じることが危惧されることから、教育委員会内において係長級及び主事級の人事異動を令和6年5月1日付で発令し、実施体制の安定を図ったものでございます。</p> <p>なお、このたびの人事異動に伴い欠員が生じることとなった所属につきましては、まずは会計年度任用職員を配置することで対応することといたしております。</p> <p>また、その他、同じく資料3ページ及び5ページにございます市長事務部局との併任発令に関しましては、事務の執行に際し、より円滑に業務遂行が可能となるよう5月1日付で発令するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。</p>

藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第4号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>続きまして、順番を飛ばしておりました議案に移ります。</p> <p>では、議案第6号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校給食課長、お願いいたします。</p>
学校給食課長	<p>議題の順番が前後してしまい申し訳ございません。</p> <p>議案第6号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」につきまして説明いたします。</p> <p>お配りしております議案と補足資料をご覧ください。</p> <p>本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食の在り方や管理運営について調査及び審議いただく常設の審議会であり、委嘱しました委員の任期が満了いたしました。</p> <p>本日は、議案書裏面の資料において、網かけしている箇所にある関係行政機関職員等について、学校の新たな体制が確定いたしましたので、委員を選出しております。</p> <p>新たな委員につきましては、学識経験者といたしまして上小城准教授、同じく学識経験者である脇本准教授、関係行政機関職員である学校長代表、竹内校長、同じく秋山校長、関係行政機関といたしまして下釜栄養教諭でございます。</p> <p>任期につきましては、条例に基づき2年とし、5月15日から2年後の令和8年5月14日までといたしております。</p> <p>なお、保護者代表の2名につきましては、後日開催されるPTA協議会総会において推薦をいただく予定にしており、別途、教育委員会会議でご報告させていただきます。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p>

藤原委員	<p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>藤原委員。</p> <p>今回、委員が総入替えになると思うんですが、この点は、審議会の継続性という観点から特に問題が生じないように配慮されているのでしょうか。</p>
学校給食課長	<p>まず学識経験者の2名につきましては、前学識経験者である教授からご推薦をいただいております。また、当方からも学校給食会の在り方について事前にご説明等させていただいておりますので、この継続性については担保できるものと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
藤岡教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。議案第6号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、これより非公開案件に移ります。</p> <p>では、議案第10号「西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」、議案第11号「西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を一括して議題といたします。</p> <p>学事課長、お願いいたします。</p>
学事課長	<p>議案第10号「西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」及び議案第11号「西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について説明いたしますので、議案第11号の5ページをご覧ください。</p> <p>1. 主旨ですが、近年は日本学生支援機構などが実施する大学生を対象とする奨学金制度の拡充に伴い、利用者数が減少傾向にある本市の教育委員会大学貸付奨学金の役割や必要性を鑑みて、教育委員会大学貸付奨学金を廃止するとともに、他の奨学金制度との併用が認められていない藤田奨学金の利用促進を目的とする</p>

西宮市教育奨学金条例の改正を行います。また、一時的に多額の費用を要する私立高校入学時に係る負担軽減を図るため、市民税非課税世帯の私立高校入学生を対象とする給付型奨学金制度の創設を目的とする西宮市奨学基金設置条例の改正を行います。

次に、2の教育委員会大学貸付奨学金の廃止につきましては、(1)施行期日を令和6年10月1日とし、今年度の6月下旬から7月末にかけて令和6年度の在学生募集を実施いたします。また、既に貸付けの決定を受けている奨学生は、在学期間中は引き続き貸付けを受けることができます。(2)近年の貸付実績は、新規貸付数の減少により、全体の貸付者数も減少傾向にあります。(3)廃止時期ですが、令和6年度をもって新規貸付けを終了し、既存の奨学生を対象とする継続貸付けは令和9年度末に終了しますが、医学部及び薬学部等6年生課程の場合は、終了時期が異なります。

次の6ページをお開きください。

3は、教育奨学基金を活用した給付型奨学金制度の創設になります。(1)名称は、私立高等学校入学給付金であり、(2)対象者及び給付額として、保護者が西宮市内に在住している私立高等学校入学生を対象に一人当たり5万円を給付いたします。また、令和7年度の私立高校入学生を対象に給付するため、年明けからの周知案内を予定しており、(3)の施行期日は令和7年1月1日になります。(4)では、市民税所得割非課税世帯における世帯構成別の目安となる標準年収額を掲載しております。

次の4は、藤田奨学金の見直しに関するものです。藤田奨学金は他の奨学金制度との併用が認められていないため、近年の貸付実績が低迷しており、令和4年度及び5年度はゼロであります。このたび、西宮市教育奨学金条例を改正し、藤田奨学金の利用促進を図るため、日本学生支援機構など外部機関による奨学金制度との併用を認めることにいたします。また、令和7年度の新規募集を今年度10月以降に予定していることから、施行期日は令和6年10月1日になります。

次に7ページの参考資料になりますが、日本学生支援機構の給付型奨学金制度では、世帯全員の年収に基づく区分に応じて奨学金の給付と授業料及び入学金の免除・減額を受けることができます。

さらに今年度からは、3人以上の子供を扶養している多子世帯や私立理工農系学科の在学生がいる世帯のうち、おおむね年収600万円までの中間所得層を対象とした支援を新たに拡充しています。

また、高校入学時に必要な費用として、国・公立高校と私立高校の目安となる金

	<p>額を掲載しており、私立高校では国・公立高校の3倍近くの金額を要することから、市民税非課税世帯を対象とした入学給付金の意義・重要性は高いと考えております。</p> <p>続きまして、3ページにお戻りいただき、3ページは条例の改正内容を、4ページには新旧対照表を掲載しております。</p> <p>次に、議案第10号の3ページをご覧ください。議案第11号と同様に、3ページから6ページには条例の改正内容を、7ページから15ページには新旧対照表を掲載しております。</p> <p>なお、本件条例案につきましては、市議会に提出するまでに一部、その趣旨を損なわない範囲で、法制面における技術的な字句の修正が行われる場合がありますので、恐れ入りますがこの点もお含みいただき、ご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>山本委員。</p>
山本委員	<p>素朴な質問なんですが、藤田奨学金は、これは貸付けですよ。</p>
学事課長	<p>貸付けとなっております。</p>
山本委員	<p>今、給付型がほとんどという時代のなかで、当然貸付けを希望する人は少ないだろうというのは想像するんですが、これは貸付けを給付型に変えるというようなことは、最初の寄附の段階での話でできないとなっているのか、そのあたりはどうなんでしょうか。</p>
学事課長	<p>藤田奨学金につきましては、元金を取り崩さない範囲で利用、活用を図ってほしいという寄附者個人の意向を尊重しておりまして、基本的に今後も貸付制度として行っていく予定にしております。</p>
藤岡教育長	<p>ほかにご質問、ご意見はありますでしょうか。</p> <p>藤原委員。</p>

藤原委員	議案第11号の3項の新たな給付型奨学金制度で、施行期日が令和7年1月1日ということなのですが、こういう新たな給付型奨学金制度が創設されたというアナウンス自体はそれより前から行われるのでしょうか。
学事課長	現在のところ、1月1日から周知案内をして、2月頃から募集をかけるという予定をしておりますが、状況次第では年内に前倒しする形での周知案内も検討してまいります。
藤原委員	といたしますのは、来年の4月に入学する子たちが使えたらいいなというのがありまして、そのためには早ければ早いほうがいいと思いますので、指摘させていただきました。
藤岡教育長	ありがとうございます。 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。 なければ、採決に入ります。 議案第10号及び議案第11号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。  (異議なし)
藤岡教育長	ご異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 続きまして一般報告②「児童生徒の状況について」を議題といたします。 学校保健安全課長、お願いいたします。  (非公開)
藤岡教育長	ありがとうございました。 説明は終わりましたので、本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 なければ一般報告②を終了いたします。 続きまして一般報告③「生涯学習施設の整備（図書館・越木岩センター）について」を議題といたします。 生涯学習企画課担当課長、よろしくお願いいたします。

生涯学習企画課 担当課長	<p>一般報告③「生涯学習施設の整備（図書館・越木岩センター）について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料A4の1枚の右上にR6. 5. 8教育委員会会議資料と記載された資料をご覧ください。</p> <p>初めに、1番「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画（素案）について」、次に資料の裏面、次のページに記載しております2番「(仮称)越木岩センター整備事業について」の2点についてご報告させていただきます。</p> <p>まず、資料表面の1番「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画（素案）について」ご説明いたします。</p> <p>中央図書館を今の川添町から阪神西宮駅北側エリアへ移転整備する計画がありまして、現在、中央図書館移転整備基本構想及び基本計画（素案）を策定しております。ついては、移転整備基本構想・基本計画（素案）につきまして、今年5月24日から6月24日にかけて、パブリックコメントの実施を予定しております。実施方法につきましては資料に記載しておりますとおりです。</p> <p>それでは、添付資料の2番の「西宮市立中央図書館移転整備基本構想及び基本計画（概要版）」、A4横になっています概要版の資料に基づいて、現状の計画素案のご説明をさせていただきたいと思っております。添付資料2番の計画（概要版）のほうをご覧ください。</p> <p>まず、表紙をめくっていただきまして1ページ目にコンセプト、LIBRARY for ACTIONということで、こちらと共にエッセイ風の文章を載せております。これは、より分かりやすく印象深い形で新しい図書館の方向性をお伝えしようとするものですので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>続いて2ページをご覧ください。</p> <p>「はじめに」としまして、本基本構想及び基本計画の策定目的を説明しております。</p> <p>続いて、3ページをご覧ください。</p> <p>2番、阪神西宮駅北地区のまちづくり（移転先の概況）は、市が進めようとしております「阪神西宮駅北地区のまちづくりの進め方」のあらましを説明させていただいております。</p> <p>続いて、4ページをご覧ください。</p> <p>こちらは本基本構想及び基本計画の前提条件と課題についてです。ページの左側の表ですが、前提条件としまして市勢概況と関連施策の方向性、その中で本庁舎周辺再整備構想の位置づけ、市立図書館及び中央図書館の現況、市民ニーズに</p>
-----------------	---

について記載しております。この前提条件の下、ページの右半分に新中央図書館整備における課題として、記載の3点を挙げております。

続いて、5ページをご覧ください。

新中央図書館の理念と役割についてです。前のページの課題解決に向け、市民が学びを通して自身の生活やコミュニティをよりよいものにしていくことを支えるとともに、そのような市民の行動につながる図書館を目指す「LIBRARY for ACTION」をコンセプトといたしました。前向きなニュアンスに満ちあふれ、また、平易な英語であることから、あえて英語のコンセプトとしております。その上で、基本方針を、「本と人の結び目を提案する」、「市民一人ひとりのWell-beingに向けた自発的な学びや課題解決を支える」、「コミュニティ形成とシチズンシップの醸成を促す」の3点といたしました。

次に、6ページをご覧ください。

新中央図書館の機能と役割についてです。本市には2つの都市核があると言われておりますが、阪神西宮駅前に大型図書館ができると、2つの都市核が共に主要駅直結の図書館を備えることとなります。このことから、北口、中央両図書館が所在します2つの都市核の特性や、北口図書館の現在の利用状況も踏まえ、両館に特徴を持たせつつ、2館で中央館としての機能を果たせるように考えております。このように、2館が適切に役割分担し、それぞれ特色化を図りながら、サービスの向上を図りたいと考えております。

続いて、7ページをご覧ください。

こちら、新中央図書館の新たな取組についてですが、基本理念及び基本方針の実現に向けて、3つの取組テーマと、テーマごとに、重点取組一つと関連取組2つを挙げております。なお、各コーナーの相互の位置関係などは、12ページに機能相関図を添付しておりますので、こちらをご参照いただければと思います。

まず、8ページのテーマ01番「気づきと出会いをつくる」では、新たにテーマ配架のコーナーを入り口近くの多くの人目に触れる場所に設けたいと考えております。これは、図書館特有のNDC分類に基づく本棚ではなく、大型書店で見られるように、社会情勢や世間の興味関心に応じたテーマに基づき本の配架や展示を行い、各取組コーナーや一般書架へいざなう核となるコーナーとしたいと考えております。

次に、関連取組1「市民が科学と思索に親しむ「湯川ライブラリー」(仮)の提供」では、市内に現存する旧湯川邸の黒板などの部材を譲り受けまして、自然科学に関する本や椅子・テーブルなどを置き、日頃から利用されるコーナーとして、主



に青少年に講座やワークショップなども行われる活動的な場にしたいと考えております。また、関連取組2として、多目的ルームや、後で説明しますコミュニティコモンズにおいて、市や地域と連携した情報発信に努めます。

次に、9ページ、テーマ02番「一人ひとりの背中を押す」では、「西宮リソースコーナー」を通じた多様な社会資源へのアクセスを提供いたします。最も敷居の低い公共施設である図書館の特長を生かし、図書資料や各種情報を提供して相談に乗り、市民に自己解決してもらってレファレンス活動をベースに、市民の様々な疑問や相談に気軽に答えられるようなコーナーを設置したいと考えております。必要に応じて、どこに行けば、どこに相談すれば情報が得られるかについて案内できればと考えてございます。

次に、関連取組1「落ち着いて自身と向き合える場の提供」。こちらは市民のアクティブ、ネガティブ、様々な状況に対応し、多くの市民の皆様から新たな一歩を見つけていただけるようなコーナーにしたいと考えております。書架に並べる本の内容、テーブル・椅子の配置、館内におけるロケーションなど工夫を凝らしまして、落ち着いて過ごし、生き方のヒントや元気のもとを見つけていただけるような場にしたいと考えております。仮の名称の「まちなかほけんしつ」から連想します医療や心理学関係のスタッフの配置は現状予定しておりませんが、スタッフの目が届く位置に配置ができればと考えております。他市図書館では、女性医師による女子高生などの体の悩み相談を定期的に行っているような事例もあり、こちらについては参考にしたいと考えております。

関連取組2として、学習室、個人閲覧室以外に多数の座席を設置し、多様な学習空間を提供してまいります。

次に、10ページ、テーマ03「コミュニティを形づくる」では、出会いや経験を共有する「コミュニティコモンズ」(仮)を設け、本を読むかどうかにかかわらず、自由に過ごすことのできる空間を入り口近くに設け、多くの人々でにぎわう場にしたいと考えております。

また、関連取組1にありますように、「まちかどライブラリー」を設けまして、本の紹介リレーや、市民が自らの推しの本を紹介するなど、本を媒介にした市民交流を行えるような場にしたいと考えております。

また、関連取組2にありますように、青少年など若い世代の居場所としまして、一定の設備等を備えた、飲食も可能な若い世代専用の活動的な場を提供してまいりたいと思っております。

これらの取組やコーナーは、今後、パブリックコメントをはじめ様々な意見を参

考にしながら、実現に向けた検討を進め、公民連携事業による図書館整備において具体化できるよう取り組んでまいります。

次に、11ページ、蔵書規模・施設整備につきまして、蔵書規模の検討では、一定条件を満たす同種・同規模の他自治体の中央図書館の平均値を踏まえまして、約36万冊を一応の目安としております。また、より多くの利用者が資料に触れられるように、現中央図書館と同様、13万冊をフロアに配架し、閉架書庫を現在の27万冊から7万冊に減らし、公開書庫、つまり利用者が閲覧可能な状態にした書庫に16万冊を収蔵しまして、施設面積の有効活用を図っていきたいと考えております。ページの右側には、新たな取組に必要となる諸室や、通常の開架スペースなどを含めて、大まかなゾーニングごとの面積をお示ししております。

次に、12ページは、諸室ごとの冊数や相互の関連性などを示す機能相関図でございます。

次に、13ページ、整備スケジュールは、本基本構想及び計画案のまちづくりの計画全体における位置づけをお示ししています。図書館については令和12年度頃に開館を予定してございます。

次に、14ページ、市民と共に創る新中央図書館では、令和6年度から12年度頃の開館までを大きく3つの段階に分けまして、市民参画に向けた取組を記載のとおり積み上げてまいりたいと考えております。

計画素案の説明は以上です。パブリックコメントを通して、市民の皆さんからこの計画について、特に図書館のコンセプトや新たな取組を行うコーナー、市民と共に図書館をつくろうとする考え方などについてご意見をいただければと考えております。

次に、添付資料4番「(仮称)越木岩センター整備事業について」ご説明させていただきます。

添付資料の4番をご覧ください。

越木岩公民館の建て替えに当たりまして、現在、同一敷地内にある越木岩公民館、中央図書館越木岩分室、消防団越木岩分団車庫の3つの建物を合築した(仮称)越木岩センターの整備を進めております。

建物の概要につきましては記載のとおりです。

次に、施設整備方針につきましては、3つの建物を合築し、土地の有効活用と施設管理の効率化を図り、これらの機能を融合することで新たな地域の拠点施設として整備する予定でございます。

次に、基本コンセプトですが、記載のとおり、地域活動への主体的な参画や地域

づくりにつながる「学びと活動の好循環」を実現する仕組みを備えました施設を目指すものとしております。

2ページをご覧ください。

センターの主な内容、特徴を記載しております。地域住民の居場所や多世代交流の場としての「地域交流スペース」や、多目的に活用できます「多目的協議スペース」など、自由に交流可能な共有スペースを設けています。また、地域団体の活動拠点として利用していただけるように「サポーターズルーム」を設置を予定しております。その他、記載しております特徴を擁した施設となります。

次に、センター整備スケジュールの予定です。現在、工事業者の選定手続中でして、順調に進めば8月頃に既存施設の解体工事を実施する予定でございます。センターの供用開始は令和8年度の夏頃を予定しております。

次に、3ページ、4ページにセンター各階の平面図を参考に添付しております。

次に、5ページをご覧ください。

地域づくりの拠点施設としての取組として、センターのソフト面の取組についてご報告いたします。

昨年11月に地域団体の代表者や個人の方を構成員としました（仮称）越木岩センター準備委員会を設立し、地域のネットワーク組織への移行を目指して協議を開始しました。この越木岩センターづくりを地域の新しいエネルギーを生み出す機会としていきたいと考えております。

最後に、6ページをご覧ください。

（仮称）越木岩センターの一体的な管理・運営に向けてについてご説明いたします。

（仮称）越木岩センターは、さきにご説明したとおり、公民館、図書館分室、消防団車庫の3つの建物を合築した施設となることから、管理・運営体制についても現状の個々の機能ごとの管理・運営ではなく、一体的な管理・運営を行いたいと考えております。このことで、施設のコンセプトである「学びと活動の好循環」を支えてまいりたいと考えております。

具体的な検討はこれからですが、施設再編など全庁的な方針を踏まえながら、一体的な管理・運営に向け、庁内関係課とも調整していきたいと考えております。

複合施設の一体的な管理・運営に向けての説明は以上です。

生涯学習施設の整備についての報告は以上です。

藤岡教育長

ありがとうございます。

藤原委員	<p>説明は終わりました。本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。</p> <p>藤原委員。</p> <p>ご報告ありがとうございます。</p> <p>最近、都市プロモーションの手段として図書館を活用するというのを全国で聞きますので、非常にわくわくするご報告でした。</p> <p>2点お伺いします。まず、この新中央図書館は、事業主体となる民間事業者からの提案に基づきということですが、開館後の運営そのものを民間事業者に指定管理の形式で委託することになっているのでしょうか。その場合、具体的な民間事業者というのは既に決まっているということでしょうか。あともう一つ、先ほどご報告いただいた中で、今の北口図書館を児童向けサービス、新中央図書館を一般向けサービスとして特色化を図るということですが、これは現在の利用者の傾向等に基づいて決められたことなのでしょうか。といいますのは、添付資料3の1ページ、2ページの年齢別利用者統計を拝見すると、北口図書館が特別12歳以下の利用者が多いわけでもないので、特色化ですみ分けをするに当たってどのような考慮要素があったのかと思いが質問させていただきます。</p>
生涯学習企画課 担当課長	<p>まず1点目の運営体制については、令和12年度頃に予定をしております供用開始に向け、今回ご説明しました新しい図書館での新たな取組や機能を踏まえて検討していくこととなります。今、市で進めております財政構造改善の基本方針などを鑑みながら、より効率的で魅力的な図書館運営が可能となるような運営手法をこれから検討していくという段階です。その際に、民間委託も含めて十分に検討してまいります。令和12年度の開館となると、遅くとも令和9年度には方針を決めたいと考えています。</p> <p>続いて2点目の北口図書館との役割の分担についてです。こちらにつきましては、北口図書館が、既に児童コーナーがかなり充実しているということと、ここ最近の児童書の貸出冊数や子供の利用人数が大きく伸びているというデータがあります。今回の新中央図書館については現状の規模を移転するという前提ですので、施設空間の有効活用を図っていくという観点からこういった役割分担を提案しております。</p>
藤原委員	<p>運営主体をどうするかはこれからの議論で、現在民間事業者が関与されているのは、計画の策定に当たってお願いしているということでしょうか。</p>

生涯学習企画課 担当課長	おっしゃるとおりです。今回、民間事業者はこの計画へのご支援をいただいております。運営についてはこれからまさに検討していくという段階でございます。
藤岡教育長	ほかにご質問、ご意見ございますか。 山本委員。
山本委員	先ほど説明の中で飲食も可能な形で考えているという話があり、12ページの絵を見てもカフェが入っているんですが、構想としてあるということなんですか。それとも、これはなくなることも今後あるということなんですか。
生涯学習企画課 担当課長	今回の計画、新中央図書館5,000平米のほかに民間事業者が1,000平米の床を持つという形になっており、民間事業者のほうで具体的にどういった機能を入れるかはまだ決定していませんが、図書館とより親和性の高いカフェなど、我々としてもそういったところを供用していきたいと考えています。
藤岡教育長	ほかにご意見、ご質問ございますか。 側垣委員。
側垣委員	基本的な質問で申し訳ないんですが、今の中央図書館と北口図書館の開館時間はどうなっていますか。
生涯学習企画課 担当課長	現行の中央図書館につきましては、火曜日から金曜日が9時半から18時で、4月9月は19時になります。土日祝休日は9時半から18時です。北口図書館の開館時間につきましては、火曜日から金曜日が9時から20時、土日祝休日は9時から18時です。
側垣委員	中央図書館が移転するとなると、今の中央図書館の開館時間から変更になる可能性はあるということですね。
生涯学習企画課 担当課長	そうですね。北口図書館と同様に、駅に直結する図書館となりますので、北口図書館の今の開館時間も踏まえて検討してまいります。
側垣委員	分かりました。

藤岡教育長	藤原委員。
藤原委員	ちなみに今の中央図書館の跡地はどうなるのでしょうか。
産業文化局参与	現在、中央図書館が抜けた後は郷土資料館、市民ギャラリー、平和資料館が残るわけですが、その跡施設の利用については今後検討してまいります。市にとって最も有効な活用方法を、民間への貸付けや、あるいは売却も含め、今後検討してまいります。
藤岡教育長	ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。 では、一般報告③を終了いたします。 以上で、予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第2回教育委員会定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。  (終了)